

事務系職種の勤務時間について

フレキシブルタイム開始
7:00

一般的な始業時刻
8:50

九電送配サービス
フレックス勤務

12:00
昼休憩
13:00

20:00
フレキシブルタイム終了

17:30
一般的な終業時刻

- **フレックスタイム勤務とは**
一定の期間で定められた所定労働時間の範囲内で始業・終業時刻や働く時間を自由に決めることができる制度
- **コアタイム** (全員に勤務を義務づける時間帯)
なし
- **フレキシブルタイム** (始業・終業時刻等を選択できる時間帯)
7時から20時まで※最低4時間は勤務

技術系職種の勤務時間について



ワーク・ライフ・バランスのための 時差出勤制度

1日の勤務時間を実働**7時間40分**とし
始業・終業時刻を**10分単位**でスライド可
(始業は7:00~10:00、終業は15:40~18:40の範囲内)



始業... 7:30
終業...16:10



始業... 9:20
終業...18:00

賃金制度について①

給与



基準内賃金 (基本給)

支払い：毎月
能力、成果、年齢に応じて金額決定

基準外賃金

支払い：翌月
(例) 時間外手当、当直手当、作業手当
(残業手当) (技術系のみ)

諸給与金

特定の目的のために支払われる手当
(例) 通勤費、世帯手当 等
(家族手当)

賃金制度について②

退職金・年金



退職金：会社を退職する時に
支払われる一時金

年金：退職後の生活の補填として
一定期間 支払われる

賞与



会社の業績に応じて支払われる報酬

毎年 **6月、12月** 支給

休日について

年間休日数

- ・土曜日 ・日曜日 ・国民の祝日
- ・前日及び翌日が国民の祝日である日
- ・年末年始 (12/29~1/3)

年間休日数

128 日

リフレッシュ休日

年間連続 **5** 日

自分の好きな日を設定することができる

アニバーサリー休日

年間 **1** 日



休暇について - 普通休暇

年度毎に
20日付与

たとえば...
金曜日に取得し3連休にできたり、
人が少ない平日に出かけたりできる！
最低でも年5日は取得の法的な義務が
あるため、しっかり休みがとれる！

半日単位・時間単位で
取得可能

午前休 / 午後休がとれたり
1時間ごとに休むことができる！
仕事とプライベートの両立がしやすい！

残日数は
翌年度に限り
繰り越し

年度内に取得できなかった分は
翌年度に上乗せできる！
さらに、翌年度限りで消滅する休暇も
最大30日まで積み立てることができる！

2023年度 平均取得日数 18.5日

休暇について - 特別休暇



自己啓発支援について

eラーニング 受講料補助

PCやスマートフォン等で学ぶことができる
動画学習サービスの受講料を7割程度、会社が負担

各部門の業務運営において必要な知識を向上できる
公的資格を取得した際に、報奨金を支給

<対象資格例>

宅地建物取引士、ビジネス実務法務検定2級、第二種電気工事士
電気主任技術者 等

公的資格 取得報奨制度

育児支援について①

時間外勤務の制限 所定外労働の免除



子どもが小学校3年生の
年度末までの間、
時間外勤務の制限や
所定外労働の免除を申請できる。

育児時短勤務



子どもが小学校3年生の
年度末までの間、
1日の勤務時間を
30分～3時間短縮できる。
フレックス勤務も併せて適用できる。

育児休職



子どもが満2歳到達後の4月末まで
育児休職を取得できる。
また、育児休職を取得する
社員がいる職場に
育児サポート応援金が支給される。

育児支援について②

育児サポート応援金

1か月以上、育児休職を取得する社員と
同一職場に在職する社員に対し、

一時金を支給する制度

(育児休職が6か月を超える場合、
6か月ごとに同額を追加支給します)



支給対象者数	支給額
5人以下	7,000円/人
6~10人	6,000円/人
11~15人	5,000円/人
16人以上	4,000円/人

社宅・寮について



会社の基準の範囲内に収まる物件の中から社員が選んだ社外の物件を会社が賃借し賃借料の一部を入居する社員が負担する。
(年齢制限あり)

財形制度について①

財形貯蓄

従業員の財産形成を支援するため
給与(賞与)から控除して積み立てることができる貯蓄制度

財形
年金貯蓄

老後の資産形成

財形
住宅貯蓄

自宅の取得や増改築



毎月**1,000**円から積み立てできる!



財形制度について②

財形給付金

財形貯蓄の加入者に対し、年2回（3月、9月）
会社が積立金 **15,000円** を拠出する制度



財形給付金の拠出が7年間で計14回

給付金支払額

約**21**万円



弔慰金制度について

社員が死亡した時、家族の生活保障を図るため
遺族に弔慰金を支払う制度



対象	社員等（死亡理由が業務外のものでも対象）
加入方法	社員の同意を得て、会社が加入
保険料	会社が負担
死亡保険金	500万円
支払方法	一時金または年金で遺族が受給

カフェテリアプランについて①

毎年4月1日に、各自にカフェテリアポイントを付与
様々なメニューから自分の好きなものを選択し、
ポイントを使って自由に補助を受けることができる制度

付与ポイント	600ポイント（社員）
ポイント単価	1ポイント = 100円 ※一部 1ポイント = 120円
ポイント付与日	毎年4月1日
ポイント有効期間	4月1日～翌年3月31日



カフェテリアプランについて②

ポイント申請状況ランキング



スポーツ用品
健康器具
購入費補助

1位



旅行
宿泊施設
利用費補助

2位



パソコンや
付属品の購入
通信費補助

3位

【その他】

各種チケット購入費、各種スクール・通信教育受講補助

各種検診費・予防接種費補助、レクリエーション施設利用費補助 等々